

## 山口商工会議所月報チラシ折込サービス ご利用時の注意事項

### **チラシ折込サービスについて**

1. 本サービスの申込者は山口商工会議所の会員事業所に限ります。ただし、山口商工会議所が特に認めた場合は、この限りではありません。
2. 月報は毎月 1 日発行ですが、やむを得ない事情により到着が数日遅延する場合があります。

### **チラシの紙面、申し込み後の流れについて**

- 1) 申込を受けた後、折込希望チラシが下記事項に抵触しないか確認させていただきます。確認には数日いただく場合があります。チラシの内容を確認し、抵触する部分があった場合は、該当部分を修正いただくか、本サービスをご利用いただけない場合もあります。

#### **【確認事項】**

- ① 総務省の定める信書に該当しないこと。

(信書に該当する一例)

- ・「(団体名) の皆様へ」「○○の方限定」など受取人や対象を指定または特定している。
- ・「○日までに参加費を入金して下さい」など依頼事項が含まれる。

※詳しくは下記などをご参照ください。

- ・総務省「信書のガイドライン」

[https://www.soumu.go.jp/yusei/shinsho\\_guide.html](https://www.soumu.go.jp/yusei/shinsho_guide.html)



- ・日本郵便「信書の送付について」

<https://www.post.japanpost.jp/service/shinsyo.html>



※信書とは、特定の受取人に対し、  
差出人の意思を表示し、又は事実  
を通知する文書を指します。

- ② 公序良俗に反しない、他の会員へ不当な不利益を与える恐れがないことなど。

- 2) 確認した後、特に問題がなければ指定の期日までに、3,000 枚を納品してください。  
封入物 3,000 枚は申込者ご自身でご用意ください。

■別紙「山口商工会議所月報『チラシ折込サービス』申込書下部の【お申込みについて】も  
よくご確認ください。